

<別紙>

「追加仮払補償金」のお支払い基準（地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域）

【お支払いさせていただく対象の方】

本年3月11日時点で以下の対象区域に生活の本拠があり、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、南相馬市から一時避難の要請を受けたため、「避難」、「屋内退避」を余儀なくされた方（世帯ではなく、「各個人」をお支払いの対象とさせていただきます）。

既に当社から避難等に係る仮払補償金、追加仮払補償金のお支払いを受けられている方につきましては、今回、お支払いの対象となりません。

【対象区域】

南相馬市のうち、以下の区域を除いた区域

- ・避難区域：福島第一原子力発電所から20km圏内
- ・屋内退避区域（4月22日解除）：福島第一原子力発電所から20～30km圏内
- ・計画的避難区域、緊急時避難準備区域（4月22日設定）

南相馬市に住民登録（住民票）があっても、本年3月11日時点での生活の本拠が別にあるなど、避難等の事実がない場合には、お支払いの対象となりません。

【お支払い金額】

3月11日を起点とし、6月10日までの間の避難状況をもとに、以下の通りお支払いいたします。

対象者	お一人あたりの金額
6月10日時点で避難されている方	30万円
避難後5月11日～6月10日の間に帰宅された方	
避難後4月11日～5月10日の間に帰宅された方	20万円
避難後4月10日までに帰宅された方	10万円
屋内退避のみの方（ ）	

4月22日以降に避難された場合、10万円を支払いさせていただきます。